

社会福祉施設等における感染症・食中毒が発生した場合の報告について

長野県大町保健福祉事務所

社会福祉施設等において感染症・食中毒等が発生した場合で、次に該当する場合には、発生状況に応じ、保健福祉事務所の各担当課あて速やかに報告してください。

施設区分	保 育 所	保育所を除く入所・通所施設
報 告 を 要 す 場 合	次の1又は2のどちらかに該当した場合	次の1に該当した場合
	<p>1 「社会福祉施設等における感染症発生時等に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省5局長通知）に該当した場合</p> <p>(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合</p> <p>(2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	
	<p>2 インフルエンザ様疾患の場合で、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休園）の対応を行った場合</p> <p>※ インフルエンザ様疾患とは38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状を示す。 なお急性呼吸器症状とは、ア) 鼻汁又は鼻閉、イ) 咽頭痛、ウ) 咳 のいずれかの症状がある場合を示す。</p>	—
報告様式	別紙1（様式2）	別紙2（様式3）
報告先	<p>感染症の場合： 健康づくり支援課 電話：0261-23-6526 FAX：0261-23-2266</p> <p>食中毒の場合： 食品・生活衛生課 電話：0261-23-6528 FAX：0261-23-2266</p>	

※ 感染症・食中毒等以外の**災害、重大な事件事故等**が発生した場合は、以下にご連絡ください。

<報告様式：別紙3>

福 祉 課

電話：0261-23-6507

FAX：0261-23-6509